

事業型非営利法人の事業スキーム組成上の問題点と 非営利協同組合型ノンバンクの必要性についての考察¹

前 田 拓 生

A Consideration on Problems in the Business Scheme Composition of
the Enterprise-Oriented Nonprofit Corporation and on the Necessity of
the Nonprofit Cooperative type Nonbank

Maeda Takuo

はじめに

ここでは非営利法人の重要性およびその組成上の問題点を明らかにするとともに、事業型の非営利法人については「理念」において同じベクトルを持ったノンバンクが必要である点について考察を行った。

まず、非営利組織が必要な点について考察を行った。近年、日本においても「ゆたかさ」についての定義が大きく変化し、「金銭的・物質的なゆたかさ」のみを求めるのではなく、その意味するところが多様化していることが内閣府のアンケートで明らかになった。ある程度の「金銭的・物質的なゆたかさ」が実現した場合には、家計が経済人として経済合理性のみを追求するのではなく、「時間的にも、空間的にも、精神的にもゆたかである」ということを求めるからであると考えられる。このように「ゆたかさ」という定義が多様化してくると、「金銭的・物質的」とは異なる「ゆたかさ」が実現することで効用が高まる場合も起こりうる。このような「ゆたかさ」を目標にした組織の場合、そこに集う人々はその「ゆたかさ」の実現で、ともに効用が高まるのであり、その意味では「利益（つまり、共益）」があるが、営利組織のような意味での「金銭的・物質的なゆたかさ」、つまり、営利が高まるわけではないということになる。したがって、「金銭的・物質的」とは異なる「ゆたかさ」を実現させるためには、非営利組織が必要になるのである。

次に、非営利組織の組成について考察を行った。「非営利組織」といえば NPO 法人を考えるが、この組織は「公益」を目指しているのであり、「ゆたかさ」というものの多様性に対応したもので

¹ この研究は、NPO 法人ローカルアクション-シンクポッツ・まち未来（通称「NPO まちぽっと」）の「非営利金融・アセット研究会」での議論の一部をまとめたものである。

はない。また、持続可能な事業を行うための仕組みにはなっていないため、「器」としては使いづらいものになっている。そこで現行法上の枠組みで最適な「器」を模索したところ、有限責任中間法人（平成20年12月1日からは「一般社団」）が、事業型非営利法人としての「器」としては現時点で最も優れたものであると考えられる。

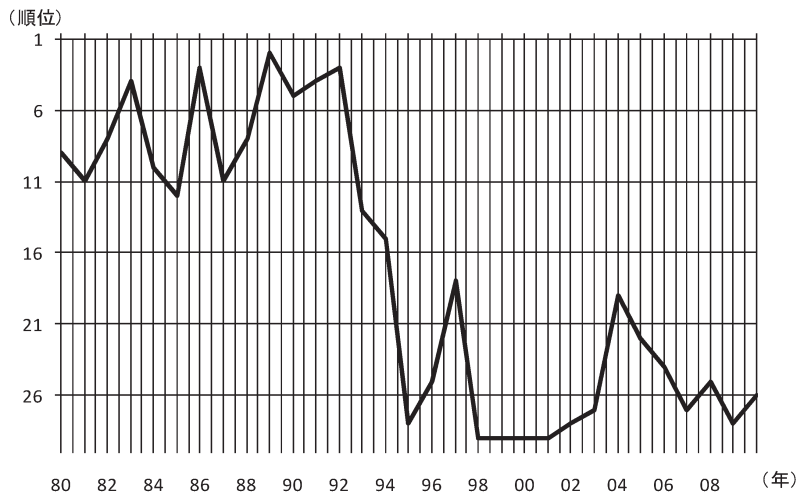
しかし、非営利組織として優れたものであっても、「営利追求ではない」という部分で、事業継続に必要な資金調達が困難になる場合が想定される。その点については、当該事業と「理念」において同じである（つまり、協同組合的な）非営利のノンバンクが必要であるという結論に至った。とはいえ、そのノンバンクでも「非営利」で組成するには事業法人と同じ困難があるので、制度的な改正等が必要であると思われる。

I. 「ゆたかさ」の実現と非営利企業

1. 経済学的な成長と「ゆたかさ」

図表1は“*OECD Economic Outlook*”²で OECD 加盟30カ国における実質 GDP 成長率を比較し、日本のそれが当該年に何位であったかを時系列に示したものである。図から明らかなように、バブル経済の形成期にあたる80年代中ごろから後半にかけての順位が高く、その後、いわゆる「平成不況」により成長率が大幅に低下したことを受け、大きく順位を落としていることがわかる³。

（図表1）日本の実質GDP成長率の順位（OECD加盟30ヶ国中）



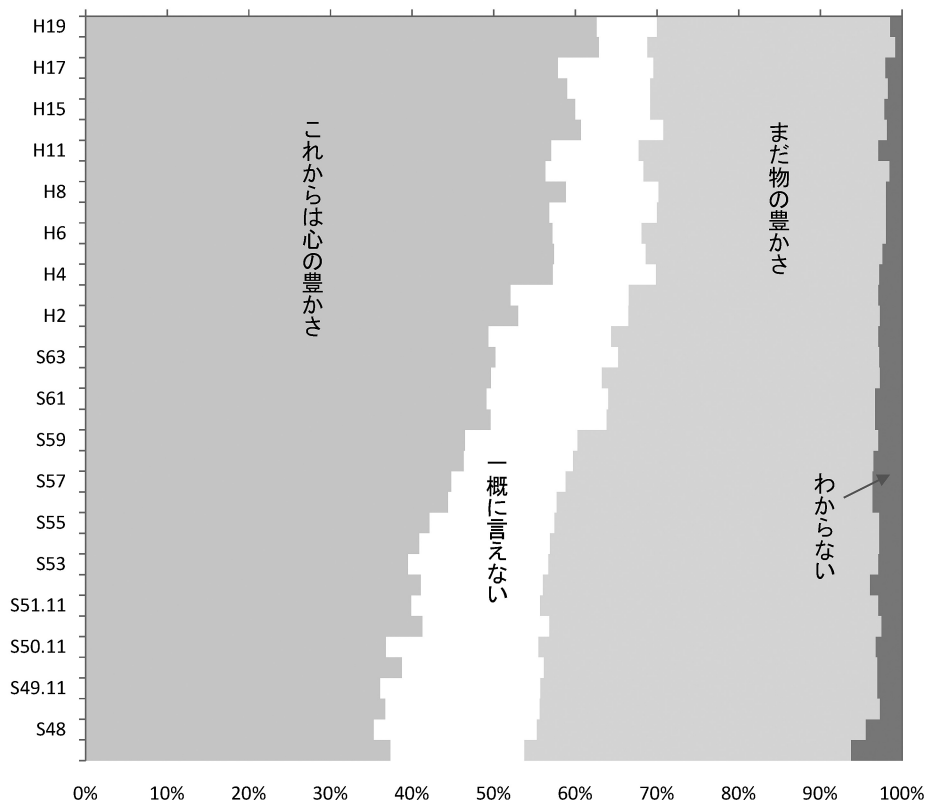
出所) OECD 『Economic Outlook No.82』、OECD 『Economic Outlook No.60』

2 1980年から1993年は“*OECD Economic Outlook No.60*”を使用し、1994年以降は“*OECD Economic Outlook No.82*”を使っている。

3 最高位は1988年の2位でその時の実質GDP成長率は6.2%である。また、最下位は1997年～2001年の29位であり、その時の成長率はそれぞれ以下のようにになっている。1997年：1.6%、1998年：-2.0%、1999年：-0.1%、2000年：2.9%、2001年：0.2%。

そもそも GDP は当該国におけるマクロ的な生産額であり、各種の所得の合計額であり、当該期間に生み出された付加価値の合計を示すものなので、当該国の「金銭的・物質的なゆたかさ」を表すものといえる。その成長率がバブル経済崩壊以降、大きく低下し、OECD 加盟国30カ国における順位で29位（1997年～2001年）まで下がったのだから、経済的意味での「ゆたかさ」が、他の先進国との比較において、相対的に低下したと考えることもできる。

（図表 2）これからは「心の豊かさ?」、または、「物の豊かさ?」



（注 1）「これからは心の豊かさ」とは「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活することに重きをおきたい」

（注 2）「まだ物の豊かさ」とは「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい」

出所）内閣府「国民生活に関する世論調査」

しかし、内閣府の「国民生活に関する世論調査」によると（図表 2）、「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活することに重きをおきたい（以下、「これからは心の豊かさ）」と考えている国民の割合が年を追うごとに増加しているのに対して、「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい（以下、「まだ物の豊かさ）」と考えている国民の割合は徐々に減少し、現在では「これからは心の豊かさ」と考える割合が過半数を占めるに至っている。

2. 所得レベルと「ゆたかさ」

これについてはさまざまな見方ができようが、経済成長率が（OECD 諸国の中で）相対的に低い状態にあっても「物質の豊かさ」よりも「心の豊かさ」に重きをおきたいということは、「金銭的・物質的なゆたかさ」と「生活者のゆたかさ」が、現在の日本において、必ずしも等しくないことを表しているといえよう⁴。フライ／スタッツァー（2005）によれば、このような現象は決して日本だけに限ったことではない。つまり、一人当たり GDP が1万5000ドルを超えるようになると「所得レベルが幸福に与える影響は小さくなる」（p120）という。また、「貧しい国においては、所得が主観的幸福に与える影響が物質的ニーズが満たされた後も頭打ちにならない」（p122）ということを実証的に確認している。

実際、生活をする上では即時的購買力としての所得が必要であり、その購買力を持って消費を行うとともに、生活に必要な衣食住に関わるストックの購入や将来に対する不安を払しょくするのに必要となる貯蓄（潜在的購買力）などを行うことになる。

ここでそもそもの所得が少ない場合（この額が上述のように「1万5000ドル以下」である場合など）には、生活一般において「不自由」が生じるため、所得の増加、つまり、「金銭的・物質的なゆたかさ」が「生活そのもののゆたかさ」と等しくなると考えられる。しかし、平均的な所得が相対的に高くなった場合（つまり、一人当たりGDPが1万5000ドルを超える状態になった場合など）には、生活に必要な不可欠のものが不足しているという状態にある国民が比較的少数になることから、「金銭的・物質的なゆたかさ」を最も重要な「ゆたかさ」と感じる層の割合が少なくなり、「金銭的・物質的なゆたかさ」の重要度を低く評価する人々が増えることから、日本の経済成長とともに「まだ物の豊かさ」と考える層の割合が減少してきたと考えることができよう⁵。

3. 働く目的と生活者としての「ゆたかさ」

とはいえ、図表3から明らかなように「働く目的」となると「お金を得るため」という回答が圧倒的に多く（約半数）、2番目に多い「生きがいを見つけるため」との間でも、25%ポイントから30%ポイントの差が存在する。つまり、「働く」ということは主に「金銭的・物質的なゆたかさの追求のため」と考えているので、現在の日本においては「働くこと」と「生活上のゆたかさ」に対する思いとの間にはギャップが生じていることになる。

国民の多くが金銭的・物質的に「ゆたかさ」でない場合には、上述の通り、「ゆたかさ」に対する行動（つまり、「働くこと」）とそれに対する思いが同じベクトルになっているので、「付加価値の増加」、すなわち、「GDPが増える」ことが多くの国民にとっての共通した「ゆたかさ」となり、国民共通の「幸福⁶」につながると考えられる。そのため、社会システムとしても経済的な付加価値

4 図表2は高橋（2005）を参考に作成したものであり、「GDPや経済成長といったマクロ的な経済統計が、必ずしも自分たちの生活のゆたかさや幸福感と密着に関係しているとは考えられない」と論じている。

5 高橋（2005）は「GDPの拡大と経済の不平等化が同時に進行している可能性がある」p47と指摘している。

6 「幸福」についての定義はいろいろあるが、ここでは「社会的厚生（social welfare）」と同じものとして使用している。

（図表3）働く目的は？

	お金を得るために働く	社会の一員として、務めを果たすために働く	自分の才能や能力を発揮するために働く	生きがいを見つけるために働く	その他	わからない
H19	49.4	14.1	9.6	22.2	1.0	3.7
H18	49.7	13.0	9.6	23.0	1.6	3.0
H17	53.7	11.5	7.6	19.8	1.7	5.7
H16	51.7	11.7	9.9	20.3	0.5	5.9
H15	49.8	11.7	9.6	22.5	1.3	5.5
H14	52.8	11.1	10.7	20.9	0.7	3.8
H13	49.5	10.0	9.0	24.4	1.7	5.4
H12	-	-	-	-	-	-
H11	33.7	16.9	10.9	35.3	0.7	2.5
H10	-	-	-	-	-	-
H9	34.0	16.9	12.7	33.1	0.5	2.8

（注）平成9年から平成13年までは隔年ごとの調査である。
出所）内閣府「国民生活に関する世論調査」

値（つまり、GDP や企業利潤など）を高める仕組みを中心に構築されてきた。ところが、現在の日本においては、勤労者としての立場からは「金銭的・物質的なゆたかさ」が「幸福」と考える割合が高いものの、生活者という立場からはそのような「ゆたかさ」に重きを置いていないので、経済的付加価値を高めるためだけの仕組みに重点をおいた社会システムだと、生活者の立場という意味では「ゆたかさ」というものを感じない人々が存在することになり、このような人々が「これからは『金銭的・物質的なゆたかさ』ではない」と考えたときに、「その他の選択肢」という意味で「これからは心の豊かさ」と回答している可能性があると思われる。

4. 「家計」ではなく「生活者」という視点

そういう意味において（図表2における）「これからは心の豊かさ」という回答が多数を占めているとすれば、「金銭的・物質的」なものだけが「ゆたかさ」ではない、つまり、「ゆたかさ」に対する考え方そのものに多様性が生まれていると理解したほうが良いように思われる。このような「ゆたかさ」に対する多様性がある中では、マクロ経済学が想定しているような合理的な行動を常に行っている「家計（つまり、経済人としての家計）」の「ゆたかさ」ではなく、「効用の最大化を目指して損益計算ばかりしているような、計算機械ではない」「理屈だけでなく、感情や習慣にも左右される普通の人間」⁷としての「生活者」の「ゆたかさ」を考える必要がある。なぜなら、「家計の豊かさ」とはあくまでも「金銭的・物質的なゆたかさ」であり、そこには「ゆたかさ」という意味での「多様性」は存在しないからである。つまり、マクロ経済学における「家計」は、それぞれの属性に応じて「労働者」や「消費者」、「貯蓄者」などとして登場するが、その行動は常にその役割（「労働者」や「消費者」、「貯蓄者」など）の中で経済学的な合理性に従って行われることになるので、「金銭的・物質的なゆたかさ」以外の「ゆたかさ」を考察する余地はないからである。

7 原／酒井（1997）p17引用。

では、「生活者のゆたかさ」とはどのようなものなのだろうか。この場合、ある程度の「金銭的・物質的なゆたかさ」がある（つまり、上述のように一人当たり GDP が1万5000ドルを超えているなど）ということ的前提にすれば、「時間的にも、空間的にも、精神的にもゆたかである」ということを求めるものであり、むしろ積極的に「金銭的・物質的なゆたかさ」とは逆の行動を取ることもあり得る。つまり、「労働者」や「消費者」、「貯蓄者」について、それぞれの役割に基づいた経済的合理性を追求するのではなく、すべてを有機的に接合させたところで「生活者」としての「ゆたかさ」を求めることになるので、経済学的には説明できないような行動であっても「当たり前」にする行動（例えば、寄附だったり、ボランティアな活動だったり）として行う可能性は否めないのである。また、それゆえに「生活者のゆたかさ」を単一の尺度ではかることは困難であり、国家レベルの施策によって云々すべきものではないともいえる。

5. 「生活者のゆたかさ」の実現と非営利組織

このように「ゆたかさ」というものが多様化してくると、「ゆたかさ」といえば「金銭的・物質的なゆたかさ」であった時のように「営利」だけを中心とする社会システムでは対応ができなくなる。ここで「営利」とは資本主義の根幹を成す概念なので、資本主義社会においてそれが中心になってシステムが構築されているのは当然と言える。したがって、「ゆたかさ」というものが多様化しようとも、「営利」をすべて排除してしまうという必要はないし、そのようなことを多くの人々が望んでいるわけでもないであろう。

しかし、個人の「ゆたかさ」の感じ方が多様化する中では、「金銭的・物質的なゆたかさ」ではない「ゆたかさ」の追求も考えられるため、当該個人が考えている「ゆたかさ」を追い求めても「営利の最大化」にはつながらないというものも存在することになる。それが資本主義社会において「市場の失敗」という現象に対する補完⁸として「営利を求めない（つまり、「非営利」）」のであれば「公益」にあたるであろうが、そうでなければ「公」という意味で存在するわけではない「非営利」という概念も存在することになる。

このような「ゆたかさ」においても、それを追求する個人にとっては、その「ゆたかさ」が達成されれば、「金銭的・物質的」ではない場合であっても「ゆたかさ」を感じているわけであり、そういう意味では「効用」が高まっていることになる。さらに、例えば、ある事業により特定のグループの皆が共に金銭的・物質的でない「ゆたかさ」を感じることができる場合やコミュニティにいる人がその事業に共感し、そのコミュニティにとって当該「ゆたかさ」が実現することで、そのコミュニティの人々はともに効用を高めることができる場合、そのような事業は「金銭的・物質的なゆたかさ」を目的としない場合であっても、「社会的な効用」を高めることができるのであり、これはもはや「個人的な効用」ではなく、社会的な要請があると考えべきであろう。このような意

8 福祉などは直接的に「社会的な付加価値（「営利の集合体」=GDP）を増加させる」という目的ではないが、これは「市場の失敗」を補完するためのものであり、広い意味で国民全体の「金銭的・物質的なゆたかさ」を追及していることになろう。

味で「金銭的・物質的なゆたかさ」ではない、つまり、「営利でない」＝「非営利」で事業を行うことにより、そこに集う人々の共通の「ゆたかさ＝利益」を得ることができるのであり、「私益」でも「公益」でもない、「共益」を達成することができる事業というものが存在することになる。したがって、このような「共益事業」によって多様化する「生活者のゆたかさ」を実現することができるようになると思われる。

以上から、「生活者のゆたかさ」を達成するためには、「営利事業」を行う企業ではなく、「共益」を目標にする「非営利組織」の存在が重要になるといえよう。

Ⅱ．事業型非営利法人の重要性とその設立

1．NPO と NPO 法人

「生活者のゆたかさ」が多様化しても、それぞれに対応するような、さまざまな形の「非営利組織」が設立されれば、そこに参加することで共通の利益（ここでは金銭的・物質的なものではなく、広い意味での効用を指す）を得ることができるのであり、「社会的な効用」を高めることができるといえる。そういう意味で非営利組織は重要であるが、ここで「組織」として活動していくためには、ある一定の「器」が必要になろう。そうでなければ、「ゆたかさ」についての想いは人それぞれであり、一方向に組織を運営することができないからである。組織として運営されているからこそ、「共通の利益」がはかれるのであり、そういった「共通の利益」を求めない（または、求めることができない）のであれば、「社会的な厚生を高める」ために設立されたものとはいえないことになる。

そこで国においても「NPO（NonProfit Organization）法人」という器のために、平成10年に議員立法として「特定非営利活動促進法（いわゆる「NPO 法」）」が制定され（施行は同年12月）、この法律によって、平成10年12月から平成19年2月末までの間に3万を超える団体がNPO 法人としての認証を受けている⁹。ここで「NPO（非営利組織）」とは、「ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称」ということになっている。このうち「NPO 法人」とは、上述の通り、「特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づき法人格を取得」したものであり、「特定非営利活動法人」の一般的な総称である¹⁰。つまり、「社会貢献活動」を行う非営利組織がNPOであり、その社会貢献活動の範囲が広がることで、多様化する「生活者のゆたかさ」に対応することができると考えられる。しかし、「法人格」を取るには、国が定めた「福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など」の事業に限られているので、その範疇から外れるような活動をする場合には、NPOとして活動することはできるが、「法人」として運営することはできないことになる。

9 内閣府のホームページ（<http://www.npo-homepage.go.jp/data/pref.html>）を参照。

10 内閣府のホームページ（<http://www.npo-homepage.go.jp/about/npo.html#npo>）を引用。

2. 非営利組織の器としての「組合」

「法人」としての登記ができない場合、「組合」という形態になるが、有価証券などの「投資」を専門的に行うのでない場合¹¹には、民法上の任意組合¹²または匿名組合¹³、有限責任事業組合(LLP; Limited Liability Partnership)¹⁴などの形態になる。

しかしここで、匿名組合の場合には「利益を分配することを約することによって、その効力を生ずる」という項目があり、「営利の分配」を所与としていることから、非営利組織としての「器」として使用することは困難である。したがって、民法上の任意組合や LLP が使われることになる。とはいえ、LLP はそもそも「構成員全員が無限責任の民法組合の特例」¹⁵として作られたものなので、民法上の任意組合の欠点である「組合員の無限責任」については改良されている。しかし、LLP では金銭的拠出だけで参加する組合員は存在せず、組合員は当該組合における業務について何らかの関与が必要になる。また、組合の意思決定については合議制が基本であることから、少人数による活動には適しているものの、ある一定以上の組合員を擁する場合には「器」として機能させるには困難になる。

さらに「組合」の場合には、税法上、パススルー課税(構成員課税)¹⁶になるので、「営利を目的としない」という意味で定款上分配をしない規定になっていても、組合に利益が生じた時には、組合員に対して分配をしなくても、当該利益は組合員自身に帰属することになり、各組合員は課税されることになる。

3. NPO 法人の問題点

このように「組合」という場合には、出資責任や組合員の事業参加、意思決定、課税等の問題があり、ある程度の規模の活動を考えた場合には不自由な「器」といえる。したがって、法人格を持った「器」が必要となる。しかし、上述のように非営利で活動を行うとしても、NPO 法人の認定を受けるには、内閣府の規定にある特定の事業しか認められない。さらに、この NPO 法人の場合には、大きく2つの問題があると考えている。

まず、この法人はその根拠法である「特定非営利活動法人促進法」の中に「出資」に関する規定がないので、出資法により、出資という形態で資金の拠出を受けることができないことになる¹⁷。しかし実際には、非営利であっても活動を行うにはそれなりのイニシャルコストなどが必要であり、

11 「投資事業有限責任組合契約に関する法律(LPS法)」を根拠とする投資有限責任組合(LPS: Limited PartnerShip)という組合があるが、これは金融商品取引法における有価証券などの投資を主な業務としている上に、行うことができる事業内容が限定列挙されているので、一般的なNPOが行う事業を行うことができないと考えられる。ただし、後述する「非営利ノンバンク」というものの「器」としては利用できるものと考えている。

12 民法第667条(組合契約)から第688条の内容に規定された組合をいう。

13 商法第535条に規定された組合をいう。

14 「有限責任事業組合契約に関する法律(LLP法)」を根拠とする組合をいう。

15 経済産業省のホームページ、「有限責任事業組合(LLP)制度の創設について」のうち「3. LLPに関する40の質問と40の答え(FAQ)」http://www.meti.go.jp/policy/economic_oganzation/pdf/faq.pdfを引用。

16 つまり、組合事業から生ずる損益はすべて組合員に帰属し、税務上もこれに応じて各組合員において課税されることになる。

17 「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(出資法)」の第一条(出資金の受入の制限)では「何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払いもどしとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちに示して、出資金の受入をしてはならない」と規定されている。

事業を継続する上でも、資金繰りについては営利企業と同様に「自己資本」に相当するものが必要になるが、出資の規定がないので「自己資本」に相当する方法での資金調達ができないことになっている。したがって、NPO 法人の資金調達においては、設立発起人等及びその後の活動に対する賛同者からの当該法人に対する寄付と借入金による以外にないことになる。このように「自己資本」に相当するものがない状態ということは、あらゆる活動において支障があり、活動を大幅に狭めることになる。

次に、この法人の活動の目的が「公益の増進に寄与すること」とされている¹⁸ので、ある特定の目的を持って、ある範囲のグループに対する「利益（この場合、金銭的・物質的な利益でない場合であっても）」を共有するということはできないことになる。したがって、「共益」という目的を持った「器」として機能させることは不可能である。特に、同法第2条第2項一で「社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと」とされているため、社員になる者を限定することができないので、発起人である執行部がある一定の方向性を提示しても、それに対して異を唱える社員が多数に及べば、現執行部の考えが否決されることになるが、社員については法人側で選べないので、ある一定の「共通した利益」のために活動する「器」としては機能しづらいことになる。

4. 寄付による資金調達の問題

以上から、NPO 法人の場合、たとえ事業内容が内閣府で定められたものであったとしても、「公益の増進」が目的なので、個々の「生活者としてのゆたかさ」を求めるわけにはいかないことになる（したがって、「共益」ではない）。さらに、出資金のような「自己資本」に相当するものがないために、イニシャルコストがかかるような事業は難しく、また、常に資金繰りに対しては「寄付」に頼らざるを得ない状態になる。

ここで「寄付」は、資金における「即時的購買力」という機能の「即時」の部分のみの移転だけではなく、「購買力」そのものの移転であり、資金の出し手にとっては非常に重いものになる。株式のような場合でさえ、リスクは伴うものの市場等を通して譲渡するなどにより、潜在的には購買力が戻ってくることになる。ただ株式の場合には、利益や残余財産の分配を受けることになるため、非営利としての概念が問題になるのは確かである。しかし、株式会社を非営利化したとしても、資金提供者は「利益」や「残余財産」の分配を受けないだけですむのであり、寄付のように出資金そのものが全く戻ってこないという資金調達の方法しかないということとは大きな隔たりがあると思われる。例えば、NPO 法人で労働者として従事する場合、通常の雇用条件と同じだけの賃金の支払いを受けることは当然である。つまり、労働という方法で NPO 法人に参加した場合には、過大な賃金支払いを受けることには問題があるが、労働時間に対する個人的なコストは賃金という形で支払われるのであり、この点は問題になっていない。逆に、ここをボランティアにしてしまった場合には、事業の持続可能性に問題が生じることになる。同様に、NPO 法人に対して「資金面」で参加する場合であっても、

18 「特定非営利活動法人促進法」第一条（目的）を引用。

利益配当（および残余財産）などの部分については支払わないにしても、拠出した金額については返還するシステムは必要であろう。負債以外は寄付でしか資金調達ができない場合、寄付として拠出すると全く返金を受けることができないのであり、資金提供者に多大な負担をかけることになる。

5. 現行法上において組成可能な事業型非営利法人

このように NPO 法人という「器」は、「公益」を目的とするものであるため、公益事業を行う上で使いづらい上に、資金調達手段が限られているため、ある程度の規模で「生活者のゆたかさ」を追求するには不都合が生じることになる。したがって、公益非営利事業を行う場合には、現状認められている法人格を利用して、その枠内で非営利法人を設立する必要がある。

法人設立ということであれば「株式会社」がまず浮かぶが、この場合には「株式」自身に「剰余金の配当を受ける権利」「残余財産の分配を受ける権利」¹⁹が会社法に明記されているので、その部分を放棄させる定款を作成することは問題であり、この「器」を利用して「非営利法人」を設立するのは困難である。また、合同会社（いわゆる「日本版 LLC」）についても、利益配当などに対して必ずしも「株式数」に応じることはないものの、会社法では持分会社にあたる²⁰ことから、株式会社同様に「営利法人」という位置づけになっているため、日本版 LLC も非襟法人としての「器」としては適していないと思われる。

そこで非営利法人として考えられるものとしては、現状、「有限責任中間法人」が最も使いやすいスキームである²¹。有限責任中間法人の場合には、株式会社や持分会社のように資金出資者が何らかの形で法人のガバナンスに関与するのとは違い、資金拠出者と法人のガバナンスに関与する「社員²²」とは基本的に別になっている。これは NPO 法人も同じであり、資金拠出者の意向から独立に経営が可能であるという意味から、事業自体が「営利」を目標にする必要がなくなり、経営上において「非営利」が担保されることになる。加えて、有限責任中間法人の場合には、NPO 法人とは違い、「公益」を目標としていないので議決権を持った社員については、法人側で選別が可能である。したがって、ある特定の「生活者としてのゆたかさ」を目標にして、あるグループの共通の利益（当然、「金銭的・物質的な利益」ではない）のために活動することが可能になる。

また、NPO 法人とは違い、一般には「自己資本」と認識される「基金」というものがある。それゆえ、ある程度、事業規模が大きい事業であっても行うことができる。

この基金とは、実際には「資本」とは違い「金銭消費貸借契約」なので「負債」ということになるが、この法人の設立根拠になっている「中間法人法」において、「基金額」を減少させる規定がないので、当該法人が解散しない限り、一旦積まれた基金は減らすことができないことになっている。したがって、当該法人は、常に基金額を減少させない運営を行うことになるので、債務に対す

19 会社法105条第1項一及び二。

20 会社法第三編。

21 現状、詳細については固まっていないものの、「有限責任中間法人」は、平成20年12月1日より、「一般社団」に移行することになっている。

22 有限責任中間法人の社員は社員総会の議決権を持ち、理事の選任を行うことで、当該法人のガバナンスを行う主体である。

るバッファーとしての機能を果たすことになると考えられている。

また、事業に失敗した場合などは、出資した基金の元金が減る可能性があり、さらに、法律で金利などをつけて返還することは禁止されているので、基金拠出者はその拠出資金によって、リスクを負うのみで何らの利益も得ることがない²³が、金銭消費貸借契約なので元金（ただし、元金を超えることはないので、それ以下の金額）を返還される可能性は担保されている。ここが基金と寄付との違いであり、基金は「全く戻ってこない資金というわけではない」ということになる。したがって、資金拠出者側からいえば、余剰資金の「社会的な運用」と位置づけることができる。つまり、個人的な「収益」を生むわけではない（そういう意味で「非営利」）ものの、当該法人に活用されて、その法人が目標にしている「生活者のゆたかさ」「共通の利益」のために寄与することになる上に、寄付してしまうわけではないことから、資金拠出側としても拠出しやすいものと考えられる。

Ⅲ. 事業型非営利法人に対する非営利協同組合型ノンバンクの必要性

1. 事業型非営利法人における資金調達における問題点

このように、現状、組成可能な「器」としては有限責任中間法人が最も適していると思われるものの、この形態では株式会社のように大量の資金を調達することは難しい。また逆に、たとえ基金という形で大量に調達できた場合でも、その後、基金額を減少させることができないので、その点は十分に考慮する必要がある。したがって、有限責任中間法人は NPO 法人とは違い基金という資金調達ツールを保有しているといえども、それだけで事業を運営していくのは困難であり、借入等による資金調達も重要となる。

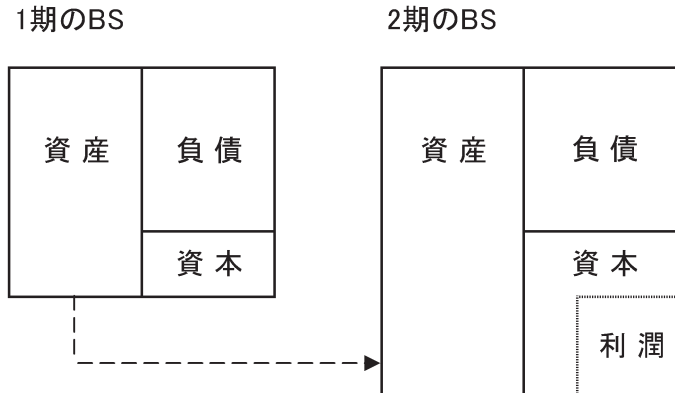
ここで「非営利である」ということは、「生活者のゆたかさ」を目標にしているだけであり、「金銭的・物質的なゆたかさ」である「営利」を否定するものではない。つまり、「営利の最大化を目標にしない」というだけである。しかし、「営利」の最大化を目標にしている企業のほうが、貸し手（銀行等の金融機関）サイドの視点からいえば、安心感が高いのは当然である。なぜなら、「営利」として生まれた剰余金は、配当として社外に流出しなければ、内部留保として次期以降の資本項目に組み込まれるのであり、「営利」自体は経済情勢によって変化するとはいえ、常に「プラス」方向への変化に最大の努力をするのが「営利法人」なので、非営利法人のように経営の対象が「別にある」という主体よりも負債のバッファー（急激な衝撃を緩和するためのもの）となる資本の安全性が高いからである。

したがって、非営利法人が銀行など預金取扱金融機関に借入を申し込んだ場合²⁴、預金の安全性

23 但し、有限責任中間法人が解散し、その清算をする場合には、法人がそれまで留保していた剰余金は法律上、その基金の拠出者にも分配することが可能である。そのため、残余財産に対して「基金拠出者はその拠出金額を超えて、残余財産を配分されることはない」旨の規定を定款で定める必要がある。とはいえ、定款は社員総会の決議により、変更することができるため、その点については注意する必要がある。

24 この場合、営利の貸金業者に融資を申し込むことはあまり現実的ではない。なぜなら、営利の貸金業の貸出金利は非営利事業による収益を上回ることが多く、持続的に事業を行うことができなくなるからである。

(図表4)



確保の必要から、貸出にはかなり慎重になることが考えられる。これは「社会的意義がある」という問題とは別であり、具体的な安全性の担保がなければ容易に融資を受けることは望めない。

2. 非営利協同組合型ノンバンクの必要性

このように非営利法人の場合には、当該法人の目的が「金銭的・物質的なゆたかさ」を最終的な目的としていないため、その目的が達成されたとしても当該法人の財務体質が健全なものになるとは限らない。それゆえ、預金取扱金融機関の情報生産機能が有効に働かない可能性もあり、資金調達が困難になる。

とはいえ、自己調達以外に資金調達手段がない場合には、日々の資金繰りにも不安が生じる可能性があり、経営上極めて不安定になるので、非営利法人を資金的に支える特別な組織が必要になる。そのような組織としては、一般に市民金融の趣旨に賛同した市民・団体の出資により組織されたNPOバンクなどが考えられる。この組織は、現状、全国的な広がりをもせているものの、11組織しかなく、各地で非営利法人が設立された場合には、この数では対応できないであろう。また、この組織も「非営利」で運営されているため、基本的にそれぞれのカラーがあり、当該組織における「理念」で動くことが多い。したがって、借り手が当該組織の「理念」にマッチした事業でない融資を受けることができない可能性も高い。

実際、NPOバンク側も自らの「理念」に基づいているため、非営利法人の事業内容を把握しやすいというメリットもあり、それが「情報の非対称性」を補完するものにもなっている。それゆえ、当該NPOバンクと「理念」等において異なっている場合には融資をしないということになるか、もしくは、借り手の「理念」を変更させることになろう。ただし、借り手が理念を変更してしまう場合にはそもそも非営利事業ができないことになり、借り手側としては本末転倒になってしまうことになる。

このようにある程度の資金を必要とする事業型の非営利法人を設立するのであれば、当該法人の

趣旨に賛同する人々から資金を集められるような協同組合型ノンバンクを設立することが肝要であろう。そのようなノンバンクを設置すれば、事業を推進する上で当該法人以外の業務に対する資金ニーズも生まれる可能性があり、事業計画も立てやすくなる。

IV. 非営利協同組合型ノンバンクの設立における問題点

以上のように事業型非営利法人の場合には、理念において同じベクトルを持ったノンバンクが必要であることがわかる。しかし、非営利でのノンバンクを設立するには、現行法上の問題がいくつかある。

まずは、やはり、「器」の問題である。組織形態としては、貸金業であるため、実際には資金運用を主に行うことになるので、有限責任である法人格を取得することが望ましいが、非営利で行うとなると事業型の法人と同じ困難があり、法人により設立するのは難しいと言わざるを得ない。したがって、組合形態で考えることになるが、そうした場合、資金の調達という意味では投資事業有限責任組合（LPS）が優れている。特に、出資における責任において、責任者たるジェネラルパートナー以外はすべて出資の範囲での有限責任であり、組合としてのデメリットの一つがクリアされている（ジェネラルパートナーは無限責任である）²⁵。しかし、LPSは会計監査が必須になっているため、公認会計士による監査を受けなければならない。この監査は通常多額の費用がかかるので、その費用分を金利に乗せることになった場合には、低利貸出しが難しくなる。そのため、現行法上では民法上の任意組合による設立となってしまう場合が多い。任意組合であることが問題というわけではないが、ガバナンスにおいても、資金管理においても確固とした形があるわけではなく、信用の面で問題になるため、LPS自身の資金調達が難しい状態になる可能性があるという問題が考えられる。

その他に「貸金業登録に関わるコスト」についての問題もある。この点については今後の制度的な課題であると考えている。

（まえだ たくお・本学非常勤講師）

参考文献

OECD（1995）“OECD Economic Outlook No.60”

OECD（2008）“OECD Economic Outlook No.82”

高橋伸彰（2005）『グローバル化と日本の課題』岩波書店

内閣府「国民生活に関する世論調査」（<http://www8.cao.go.jp/survey/index-ko.html>）

原 司郎／酒井泰弘（1997）『生活経済学入門』東洋経済新報社

ブルーノ S. フライ／アロイス・スタッツァー（2005）『幸福の政治経済学』ダイヤモンド社

25 課税はパススルーであるため、「非営利」を標榜して出資者に配当をしないことを約していても、組合として利益が出れば、組合員個人に課税が及ぶことになる。